

「島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子」の活動

島根原発が稼働するかしないかは、私たち米子市民の「くらし」や「まちづくり」に大きな影響を及ぼすことから、地域の重要な課題であると考え、この活動に取り組んでまいりました。

米子市は、市民自治基本条例を定めており、「市民が主体となったまちづくりを推進することを目的とする」と第 1 条で定めています。その趣旨に基づき、島根原発稼働について住民の理解を深め、その是非を判断するためには、住民の間での議論を喚起することが重要であると考えています。そしてその目的を達成する手段として、住民投票を実現することが不可欠であるとの思いから行動を開始致しました。

私たちの会の理念は、3つございます。1つ目は、「中立の姿勢で議論する」ということです。私たちの会は、「原発推進」あるいは「原発反対」という、どちらか一方に偏った立場をとるのではなく、原発に賛成の人も反対の人も、互いに意見を出し合って議論を深めたいと考えています。

2つ目は、「他人任せにしない自治」ということです。先ほど述べました米子市民自治基本条例の第 29 条には、「市政の特に重要なことについて、事案ごとに住民投票を実施することができる」と規定されています。原発稼働は、まさに市政の特に重要なことに該当する事案であり、住民投票によって市民の総意を明らかにするべきであると考えます。

3つ目は、「住民投票は民主主義のバージョンアップに資する」という考え方です。住民投票が実施されれば、島根原発稼働に関する住民の関心が高まり、議論が深まっていきます。このことは、「まちづくりに主体的に関わろうとする」住民の意識を高め、米子市のレガシーとなって次世代に引き継がれると思います。さらに、住民投票によって米子市民の総意を明らかにすることは、市長さんや議員さんたちが議論する際に重要な判断材料を提供することになります。すなわち、「住民投票は間接民主主義を補完する」ことになります。

私たちの活動の現状でございますが、条例制定を求める直接請求に向けて、11 月 19 日に署名集めを開始致しました。そして 12 月 5 日には、法定署名数、すなわち米子市の有権者の 2% に相当する 2448 筆を越え、3040 筆に達しました。これで直接請求の条件はクリアしたことになりましたが、2% というのは最低条件であって、十分な署名数とは考えておりません。今後、さらに署名獲得を加速し、米子市民の圧倒的な支持を得たいと考えています。

2021 年 12 月 11 日

文責：「島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子」共同代表 河合康明